

「斐伊川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」設立趣旨（案）

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となりました。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念されます。

こうした背景から、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。本答申において「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要がある」とされていることを踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村において、平成 32 年度を目標に水防災意識社会を再構築する以下の取組を行うこととしました。

- ・ 住民が自らリスクを察知し主体的に避難するための、より実効性のある「住民目線のソフト対策」への転換
- ・ 優先的に整備が必要な区間における「洪水を安全に流すためのハード対策」の着実な推進
- ・ 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫等「危機管理型ハード対策」の導入

一方、斐伊川流域は古代から現在に至るまで、山陰地方の政治、文化、経済の中心地として発展しましたが、流域から流れ込む大量の土砂により、全国でも稀な天井川となっています。また、下流部には宍道湖と中海という日本でも有数の汽水湖が位置するという特性を有しており、一度氾濫が起これば、浸水面積や浸水深など、その被害は甚大となるとともに、浸水の継続時間も長期にわたることが想定されます。

これまでも、昭和 47 年 7 月洪水や平成 18 年 7 月洪水において流域に甚大な被害をもたらしました。

こうした背景や経緯を踏まえ、隣接する市や県、国等からなる協議会を設置して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進する「斐伊川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」を設立します。

斐伊川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

斐伊川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「斐伊川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

※この協議会で対象とする斐伊川水系とは、一級水系斐伊川のうち、斐伊川、宍道湖、大橋川、斐伊川放水路、神戸川を示す。

（目的）

第2条 斐伊川水系における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する市や県、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る取組状況等の共有
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有
- 三 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

（協議会）

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

（幹事会）

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる構成員をもって構成する。
- 3 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、中国地方整備局出雲河川事務所が務める。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則) 本規約は、平成28年3月 日から施行する。

斐伊川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

(委員)

国土交通省中国地方整備局	出雲河川事務所長
国土交通省中国地方整備局	松江国道事務所長
気象庁	松江地方气象台長
島根県	防災部長
島根県	土木部長
松江市長	
出雲市長	
雲南市長	

斐伊川水系大規模氾濫時の減災対策幹事会

(構成員)	国土交通省中国地方整備局	出雲河川事務所	副所長
	国土交通省中国地方整備局	松江国道事務所	副所長
	気象庁	松江地方气象台	防災管理官
	島根県	防災部	防災危機管理課長
	島根県	土木部	河川課長
	松江市		防災安全部長
	松江市		都市整備部長
	松江市		大橋川治水事業推進部長
	出雲市		防災安全管理監
	出雲市		都市建設部長
	雲南市		統括危機管理監
	雲南市		建設部長